

令和7年度

第420回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>ただいまから令和7年度第420回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は13名中9名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。本総会に欠席の連絡がありますので報告します。1番島袋孝栄委員、5番高宮城実一郎委員、8番松堂直子委員、11番島袋貴委員、4名の欠席となっております。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、10番仲泊元輝委員、12番長谷川亜紀委員にお願いします。</p> <p>事前現地調査委員は、3番仲宗根哲也委員、7番新垣実委員、9番高江洲繁委員、報告者は7番新垣実委員にお願いします。</p> <p>それでは始めたいと思います。</p> <p>議案第1号、受付番号15番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明申し上げます。着座にて説明させていただきます。1ページをお開きください。</p> <p>(議案第1号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>現地調査を、3番仲宗根哲也委員、7番新垣実委員、9番高江洲繁委員の3名で行っておりますので、調査報告を7番新垣実委員、お願いします。</p>
7番	<p>10月21日火曜日、午後1時から午後3時30分まで、3番仲宗根哲也委員、9番高江洲繁委員、私、新垣、また事務局からは、山城局長と與那嶺係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲宗根哲也委員、高江洲繁委員、よろしく願いします。それでは座って報告します。</p> <p>議案第1号、受付番号15番、見取図の1ページになります。申請地の古謝3丁目●●番、古謝公民館の北東に位置し、現況はさとうきび畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者1名で、年農業従事日数200日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地はさとうきびを栽培しており、周辺農地との調和も取れていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号、受付番号15番について、委員の意見を求めます。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>進行の声がございましたので、進めてまいります。農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なし声がございます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号15番を許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全委員挙手)</p> <p>全委員が賛成でありますので、許可といたします。</p> <p>議案第2号、受付番号10番から12番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>(議案第2号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第2号についても現地調査されておりますので、7番新垣実委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
7番	<p>ご報告いたします。議案第2号、受付番号10番、見取図の2ページになります。申請地は松本公民館の北に位置し、現況は住宅の周りの塀でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>続きまして、受付番号11番、見取図の3ページになります。申請地は沖縄リハビリテーション病院の北西に位置し、現況は畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号12番、見取図の4ページになります。申請地は北美小学校の南西に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、申請地のおおむね300m以内に高速道路のインターチェンジがあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号、受付番号10番から12番について、委員の意見を求めます。何かご意見ございますか。どうぞ、9番高江洲委員。</p>
9番	<p>受付番号10番ですけれども、これの備考の欄に何筆か記載されておりますけれども、●●番の宅地というのは、住宅が建築されている土地のことですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
9番	<p>残りのこの細かい土地は、どこに存在していますか。</p>

事務局	お答えします。備考欄に記載されている細かい土地については、宅地部分の北に位置しており、隣接する土地との境目にあります。
9番	塀の外ですか。
事務局	塀の内側になると思います。
9番	分かりました。
議長	ほかに何かございますか。 (進行の声)
議長	進行の声もございますので、進めてよろしいですか。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号10番から12番を許可相当とすることに異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございませう。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号10番から12番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でありますので、議案第2号、受付番号10番から12番については、許可相当といたします。進行いたします。 議案第3号、受付番号8番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の3ページをお願いいたします。 (議案第3号を読み上げて説明。) 説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議長	それでは議案第3号についても現地調査されておりますので、7番新垣実委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
7番	ご報告いたします。議案第3号、受付番号8番、見取図の5ページになります。申請地はちばなクリニックの西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域に

<p>議長</p>	<p>あり、第3種農地としました。以上です。</p> <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号、受付番号8番について、委員の意見を求めます。進めてよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは進めてまいります。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号8番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号8番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全委員が賛成でありますので、議案第3号、受付番号8番については承認相当といたします。進行いたします。</p> <p>議案第4号、受付番号64番から69番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>(議案第4号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第4号についても現地調査されていますので、7番新垣実委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
<p>7番</p>	<p>ご報告いたします。議案第4号、受付番号64番、見取図の6ページになります。申請地は県営高原高層団地の北に位置し、現況は畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>続きまして受付番号65番、見取図の7ページになります。申請地は嘉間良公民館の東に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号66番、見取図の8ページになります。申請地は美来工科高校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用</p>

	<p>途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号67番、見取図の9ページになります。申請地は知花十字路の北に位置し、現況は畑でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が2以上あり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号68番、見取図の10ページになります。申請地は沖縄県中部合同庁舎の南に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号69番、見取図の11ページになります。申請地はちばなクリニックの西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第4号、受付番号64番から69番について、委員の意見を求めます。9番高江洲委員、どうぞ。</p>
9番	<p>受付番号68番の申請地ですけど、備考欄に赤土防止条例協議済とありますが、防止条例というこれは、どの程度の面積からこれが適用されるんですか。</p>
事務局	<p>お答えします。1,000㎡以上からになります。</p>
9番	<p>1,000㎡からは協議を行わないと工事が進まない。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
6番	<p>これ、協議は済みと書いてある。</p>
事務局	<p>赤土防止条例についてですが、1,000㎡以上の面積について、切土、盛土、床堀する場合、届出が必要になります。今回の転用目的が土地分譲のため、切土、盛土、床堀等の行為が無い場合届出不要となり、協議済みとなります。</p>
9番	<p>一般的には1,000㎡以上は、土地の形を変えるような場合には必要ということですか。</p>
事務局	<p>はい、その通りです。沖縄県中部保健所において事業行為届出について協議が必要となります。</p>
9番	<p>管轄は沖縄県中部保健所ですか？</p>
事務局	<p>はい。</p>

議長	<p>ほかに何かございますか。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>進行の声もございますので進めてまいります。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号64番から69番について、許可相当とすることに異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号64番から69番について、許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、議案第4号、受付番号64番から69番については許可相当といたします。進行いたします。</p> <p>続きまして議案第5号、受付番号9番、非農地証明交付申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをお願いいたします。</p> <p>(議案第5号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっています。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第5号についても現地調査されておりますので、7番新垣実委員、現況報告をお願いします。</p>
7番	<p>ご報告いたします。議案第5号、受付番号9番、見取図の12ページになります。申請地は東南植物楽園の東に位置し、現況は、現場は20年以上農地として使用がなく、湿地帯及び袋地で通路がない状況である。農耕に不向きで作目の育成が困難で農地の利用度が低いと考えられ、令和7年度利用状況調査にて赤としています。以上のことから非農地と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第5号、受付番号9番について、委員の意見を求めます。6番仲宗根委員、どうぞ。</p>
6番	<p>担当地域でありますので少し補足します。現地調査の時、現場には近寄れなかったと思います。位置の確認も難しいところで、私が利用状況調査時に東側の</p>

	<p>方から確認してみましたが、大木が繁茂している場所で確認できないぐらいのところにあります。歩いても行けない。ドローンを飛ばしても探しきれないぐらいのところですよ。以上です。</p>
議長	<p>これはほかに、現地調査も高江洲繁委員、仲宗根哲也委員も同じ意見でありますか。</p>
3番	<p>はい。</p>
議長	<p>そういうことではありますが、ほかにご意見ありますか。進めてよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>議案第5号 非農地証明交付申請の受付番号9番について、承認とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございますので、進行いたします。</p> <p>議案第5号 非農地証明交付申請、受付番号9番について、賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、非農地として承認いたします。</p> <p>続きまして議案第6号、受付番号5番から6番、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に関する意見（一括契約）について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをお願いします。</p> <p>(議案第6号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第6号についても現地調査されておりますので、7番新垣実委員、現況報告をお願いします。</p>
7番	<p>ご報告いたします。議案第6号、受付番号5番、見取図の13ページになります。申請地は、沖縄市市営住宅団地の北に位置し、現況は草地でした。現地調査の結果、農地中間管理事業の推進に関する法律等に基づき、農地は適正に利用されていると判断しました。</p> <p>続きまして、受付番号6番、見取図の14ページになります。申請地は、北中</p>

	<p>城高校の北西に位置し、現況は畑でした。現地調査の結果、農地中間管理事業の推進に関する法律等に基づき、農地は適正に利用されていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ご苦労さまです。</p> <p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に関する意見（一括契約）について、受付番号5番から6番について、委員の意見を求めます。どうぞ、6番仲宗根委員。</p>
6番	<p>現地調査は、鉄塔側、トンネル側どちらから確認しましたか。</p>
事務局	<p>トンネル側から進入し、鉄塔の横から確認しました。</p>
6番	<p>現在は草地になっていましたか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
議長	<p>ほかに何かございますか。</p>
9番	<p>1つ確認したいのですが、受付番号5番、6番両方とも農地中間管理機構の管理で経営されていますけれども、10a当たりの金額というのは、決まっているのでしょうか。前にも検査したら坪当たり50円で計算されていますけど、これはどんな土地でもこの金額で契約されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>お答えします。農用地について毎年坪当たりの賃借料単価を市のホームページに掲載しています。これは、前年度の3条許可や促進計画の賃貸借実績に基づき平均単価を決定しています。中間管理機構はこの平均単価を基に契約しています。</p>
9番	<p>どんな形状でもこの基準で契約を行うのか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>ほかに何かございますか。進めてよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に関する意見（一括契約）について、受付番号5番から6番を決定とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に関する意見（一括契約）について、受付番号5番から6番を決定とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、議案第6号、受付番号5番から6番、農地中間管理事業の推進に関する法律等に該当することと決定いたします。</p> <p>議案第1号から第6号までのご審議、お疲れさまでございました。</p> <p>これをもちまして、令和7年度第420回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和7年10月24日

会 長 宮城 徳重 

議 長 宮城 徳重 

10番 仲泊 元輝 

12番 長谷川 亜紀 